

# 大津市サッカーリーグ規定

2019年1月27日

## 1 リーグ戦の位置づけ

- (1) 大津市サッカー協会加盟のサッカーリーグに参加登録する全チームを、戦績により1部2部・3部・・・シニアに分け、各部内はそれぞれ10チーム以内を原則とする。

## 2 試合方式

- (1) 各部それぞれ1回戦総当り方式を原則実施し、レベルアップを計る。
- (2) 試合の日時・会場は、協会により設定された予定表に基づいて実施される。
- (3) 競技規則は、現行の日本サッカー協会制定【サッカー競技規則】を準用する。
- (4) 試合時間は、30-5-30分とし、同点時でも延長戦・PK戦は実施しない。
- (5) 試合球は、各チームが持参した新しい公認球を使用する。
- (6) 出場選手は、必ず登録された正副2種類のユニホーム（黒・濃紺は不可）を持参し、相手チームと異なる系統色のユニホームを着用すること。（相手チームと色が重なるときは、審判のトスにより決定する）パンツ・ストッキングも統一する。シューズも競技規則で定められた物を使用し、レガースも必ず着用する。装飾品は（指輪・ネックレス・ピアス・ネックウォーマー等）すべて不可。
- (7) 試合定刻までに、出場選手が7名以上集まっていないチームは試合を棄権したとみなし、以後の処分は規律委員会・理事会で決定する。
- (8) 事故があった時は、チーム責任で対処すること。
- (9) 選手交代は、GK含めて9名以内とする。試合担当の審判員（第4審）に交代表を届け、確認後、アウトオブプレー時に主審の指示に従って交代する。
- (10) リエントリー（再出場）  
2部リーグ以下及びシニアリーグ  
1試合の出場可能人数20名の中での交代となります。シニアは人数制限なし。  
（一度退いた選手も、何度でもできる）  
交代は、アウトオブプレーの時行う。  
試合前のメンバーチェックは、出場可能選手全員する。（遅れてきた選手は、その都度第4審判が行う）  
交代用紙の提出は不要で、第4審判が、その都度メンバー表によりチェックする。
- (11) 試合中、2度目の警告を受けた選手は、即退場となり、次の試合に出場できない。又、一発退場となった選手は、次の1試合はもちろん、以後の試合についても、審判報告書に基づき、規律委員会での処分が決定されるまで出場できない。累積警告は、2枚で1試合の出場停止とする。協会主催のすべての試合（リーグ選手権・クラブ選手権など）に適用する。
- (12) その他、競技運営マニュアルに準ずる。

### 3 勝敗と順位決定

- (1) 試合の勝敗はゴールディファレンス（得点差）により決まる。
- (2) 不戦勝チームには、得点 5 を与え、棄権チームには、失点 5 を与える。その他不戦勝に関する利益・不利益等については、別に規律委員会・理事会で決定する。
- (3) 順位決定は、勝ちが 3 点・引き分は 1 点・負けは 0 点として、全節の総合点のディファレンスによって決定される。棄権チームは、勝ち点マイナス 3 点とする。
- (4) 勝ち点同数の時は得失点差で、得失点差が同数の時は総得点の多少により決定する。
- (5) 勝ち点同数でも、棄権をしたチームは下位となる。
- (6) 各部の入替戦は行わない。2 部以下の上位 2 チームは、自動的に上位リーグへ昇格し、各部の下位 2 チームは、それぞれ自動的に下位リーグに降格となる。

### 4 表 彰

リーグ各部の優勝チームには、賞状とトロフィーを贈呈する。（シニア除く）

### 5 罰 則

規約に違反又は、付帯責任を怠ったチーム又は会員には、それぞれに対して懲罰が科せられる。

- (1) 試合放棄。リーグ等の試合で対戦チーム・審判員・協会等に連絡や了承も無く、試合を棄権したチームは、事実調査の上、規律委員会・理事会で審議し懲罰が科せられる。
- (2) 割り当てられた担当試合の審判としての責務を放棄し、他の審判員が代役として試合遂行に当たった場合には、罰金が科せられる。（罰金は、主審・副審・第 4 審共に一人 ¥3000 とし、代役として任を果たした審判員に支払う）
- (3) 主審より一発退場を命じられた選手については、審判報告書に基づき規律委員会・理事会で内容検討協議の上、処分決定され、内容によっては、その後の試合出場は停止、もしくは大津市サッカー協会の加盟登録を抹消することがある。

### 6 棄権試合（一般）

- (1) 棄権したチームは、勝点 -3 失点 5 とする。（相手チームに、罰金 ¥10000 支払う）
- (2) 試合日に審判担当試合がある時は、棄権しても審判を行う。
- (3) 棄権をされたチームがその日、審判担当試合がある時は、棄権をしたチームが代わりに行う。
- (4) 棄権をしたチームが、審判を行えない時は、前後の試合のどちらかのチームが行う。（協会事務局で調整）その時、棄権をしたチームは、罰金として審判をしたチームに一人当たり ¥3000 を支払う。

- (5) 当日棄権は、相手チームに交通費として、別途¥10000 支払う。
- (6) 棄権をする時は、前日の昼 12 時（正午）までに、事務局・相手チーム・審判担当チームに連絡すること。それ以降は、当日棄権扱いとなり、別途罰金¥10000 が発生します。
- (7) チーム間どうしの協議の上の、審判担当試合の変更は認める。変更になった試合は協会事務局まで必ず連絡すること。
- (8) 万一棄権する時でも、当日棄権は相手チームなどに多大な迷惑をかけ、審判の調整も出来ない可能性がありますので、出来るだけ早く、事務局・相手チーム・審判担当チームに連絡すること。（第 1 試合・最終試合の時は、準備・後片付けを第 2 試合・最終試合の前のチーム・審判にも連絡すること）
- (9) 棄権試合の練習試合は、相手チームの了承がある時のみ可。審判は、元々の担当チームが行い、審判報告書も提出する。当日棄権の場合は、練習試合を行っても原則罰金は発生します。（選手登録者証不携帯などは、考慮する場合あり）

## 7 棄権・不参加試合（シニア）

- 1) 試合日の 10 日前以降の棄権は、自チームの審判担当試合及び相手チームに審判担当試合がある時は、原則棄権したチームが行う。出来ない場合、罰則あり  
（直接交渉により代わってもらえるのは可とする）

出来るだけ試合のできるように調整しますので、多少の試合時間・対戦相手・審判担当試合の変更は、対応お願いします。

- 2) 他大会等出場の為、試合参加出来ない日時が分かった時点で、参加不可日を連絡して下さい。
- 3) 他チームからの選手のレンタルは可としますので、棄権のないようにして下さい。
- 4) 試合日程発表後、参加不可日があれば至急連絡して下さい。
- 5) 事前に試合開催予定日をお知らせしますので参加可能日を、数日以内に、○×△で良いので返信して下さい。（△は、分かり次第連絡して下さい。）

## 試合中の給水タイムについて

1. 取るかどうかは、試合前に、審判、両チームの監督が話し合っで決める。
2. 取る時間は、前半・後半の各真ん中辺り。
3. アウトオブプレーの時に取る。
4. 審判は、時間を止めない。(1分以内に終了させる)
5. 選手は、ピッチから出ない。(タッチライン付近で給水)勝手にベンチに帰ると警告。
6. 予めすぐに給水できるように、各チームで準備しておくこと。

### ※ クーリングブレイク

1. 給水タイムでは、対応できないほどの高気温の時。
2. 取る時間は、前半・後半の各真ん中辺り。(アウトオブプレーの時)
3. 約3分間、日陰のあるベンチに入り休む。
4. 水だけでなく、スポーツドリンク等を飲む。
5. 原則アディショナルタイムは、取らない。

## 試合中の落雷事故防止対策についての指針

### 1. 【基本的指針】

全てのサッカー関係者は、屋外でのサッカー活動中（試合だけではなくトレーニングも含む）に落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所に避難するなど、選手の安全確保を最優先事項として常に留意する。

※ 全てのサッカー関係者とは主として監督、代表者、審判員、運営関係者などであるが、選手も含め広義に解釈するものである。

2. 基本的指針の実行のために、下記の事項について事前に良く調べ、また決定を行った上で活動を行うものとする。

①当日の天気予報（特に大雨や雷雲などについて）

②避難場所の確認

③ 活動中止の決定権限を持つ者の特定、注意決定の際の連絡フローの決定

※ サッカー競技規則上では「試合の中止は審判員の判断によること」となっているが、審判員が雷鳴に気づかない、審判員と他関係者との関係で必ずしも中止権限を審判員が持てないケースなどもある。よって、大津市サッカー協会としては、中止の判断の第1権限者は「当該試合の主審」、第2権限者は「当該試合の副審ならびに第4の審判員」、とし、試合の中断および中止の判断は第一権限者の審判員が判断することが望ましいとする。

※ 以後の試合の開催有無も審判員の判断とする。

※ ただし、基本的指針にある通り、最優先されるべきは選手の安全確保であるため、中止決定権者が近くにいない状況で現象が発生した時は、その場にいる関係者が速やかに中止を決定できることとする。

### 3. 【落雷の予兆】

- ① どのような方法でも発生・接近の正確な予測は困難ですから、早めに安全な場所へ避難すること。
- ② 雷鳴はかすかでも危険信号と考えること。
- ③ 雷雲が遠ざかって雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいはその危険性が高いと考えること。

### 4. 【中断後の試合】

- ① 後半10分以後の中断の試合は、成立したものとする。
- ② 後半10分以前の中断の試合は、後日最初から再試合をする。
- ③ 雷の止まった後の試合は、その時始められる試合から行う。

※ 例えば、第2試合の途中で雷のため中止した場合。

第3試合の時間の中で、雷が止まり（20分経過）安全になった。

この場合、第4試合の時間から第4試合以後の試合を行い、

第3試合の試合は、後日に行う。

※ 当日時間をずらしての試合は、行わない。

- ④ 再開の判断は、【落雷の予兆】に基づき、現場の審判員が行う。

### 災害時などの試合開催の判断について

- ① 試合当日、7時現在に特別警報・暴風警報が発令されている時、その日の試合は、中止とします。
- ② グランド管理者の判断に従う。
- ③ 現場の審判・両チームの監督で判断する。
- ④ その他、開催するかどうかは、ホームページに掲載します。